

平成25年9月11日

無線設備規則の一部を改正する省令案について  
(平成25年9月11日 諮問第26号)

[広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の高度化に伴う  
高利得FWA制度の廃止に関する制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(柄澤課長補佐、大越主査)

電話：03-5253-5893

## 無線設備規則の一部を改正する省令案について

### 1 諮問の概要

総務省は、山間地や離島等の条件不利地域をはじめとして、ブロードバンドのインターネットサービスが享受できない地域に対して、情報通信格差の解消を図ることを目的とし、高利得 FWA システムによる広帯域移動無線アクセスシステム（BWA: Broadband Wireless Access）を活用するため、平成 19 年に情報通信審議会において、「高利得 FWA システムの技術的条件」に関する一部答申を受け、同年 11 月に関係規定の整備を行った。

※ 高利得 FWA システム：指向性の高い空中線を用いた固定無線アクセス (Fixed Wireless Access) システム。

平成 24 年に改訂を行った周波数再編アクションプラン（平成 24 年 10 月改訂版）において、BWA に関し、システムの高度化及び利用周波数の拡大について検討することとし、地域における BWA の利用実態を把握するため、電波法第 26 条の 2 第 2 項の規定に基づき臨時の利用状況調査（平成 25 年 1 月）を行った。

調査の結果、地域 BWA の免許人の約半数の者が、高速通信が可能な WiMAX Release 2.1 AE や AXGP 方式の導入を計画している一方で、高利得 FWA システムの制度については、導入して 4 年以上経過しているが利用されていないこと等の評価をした。（平成 25 年 4 月）

調査の結果を踏まえ、地域 BWA バンドの周波数帯の有効利用を促進する観点から、上述の新たな通信システムの導入を図り、これらシステムの利用に関し柔軟な割当を可能とすることとし、こうした多様なシステム構築を推進するため、ブロードバンドのアクセス環境が改善されていく状況において、利用実績が無くシステム間の共用条件が厳しい高利得 FWA システムの制度を廃止する。

### 《改正する省令の内容》

#### 無線設備規則

高利得 FWA の無線局の無線設備の技術基準を削除する。

【第 24 条、第 49 条の 28、第 49 条の 29】

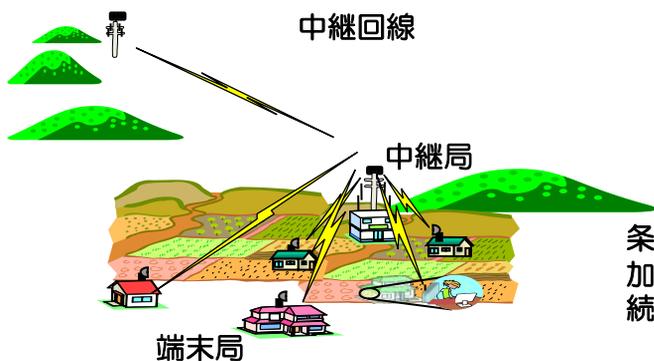
### 2 施行期日

公布の日から施行。

# 地域BWAシステムの高度化に伴う高利得FWA制度の廃止

## 高利得FWA導入経緯

- 山間地や離島などの条件不利地域をはじめとした、ブロードバンドのインターネットサービスが享受できないブロードバンド・ゼロ地域に対しデジタル・ディバイドの早期解消のための手段としての活用が期待。
- 平成19年に情報通信審議会において、「高利得FWAシステムの技術的条件」に関する一部答申を受け、同年11月に関係規定の整備を実施。



※ 高利得FWAシステム：指向性の高い空中線を用いた固定無線アクセス（Fixed Wireless Access）システム。

条件不利地域においては、高利得アンテナを用い、加入者宅へラストワンマイルのインターネット接続回線を提供

## 2.5GHz帯広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査結果（平成25年4月）

- 約半数の者が、WiMAX Release2.1AEやAXGP方式の導入等を計画、新たな通信システムを導入するための検討が必要。
- 高利得FWAシステムの制度について、導入して4年以上経過しているが、利用されておらず、制度の廃止について検討が必要。

## 地域BWAのシステム多様化のための制度の検討

- 広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件（情報通信審議会一部答申（平成25年5月））

- ① WiMAX Release2.1AEの技術的条件の検討
- ② 同一／隣接周波数における同期／非同期BWAシステムの共用条件の検討

- ① 地域BWAバンドの周波数帯（2575MHz～2595MHz）でのWiMAX Release2.1AE及びAXGP方式の無線局免許を可能とし、これらのシステムの利用に関して、柔軟な割当てを可能とする（電波法関係審査基準の改正）



- ② ブロードバンドのアクセス環境が改善されていく状況において、利用実績が無くシステム間の共用条件が厳しい高利得FWAシステムの制度を廃止する（無線設備規則の改正）

平成 25 年 9 月 11 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について  
(平成 25 年 9 月 11 日 諮問第 27 号)

[一部地域における 1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信の運用終了に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(夏賀課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(星野周波数調整官、渡辺係長)

電話：03-5253-5875

## 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

(一部地域における 1.5GHz 帯デジタル MCA 陸上移動通信の運用終了に伴う制度整備)

### 1 諮問の概要

総務省は、1.5GHz 帯において携帯無線通信用周波数を確保するために、当該周波数帯を使用するデジタル MCA 陸上移動通信システムの周波数使用期限を平成 26 年 3 月 31 日と定め、運用が終了した地域から順次携帯無線通信に割り当ててきたところである。

今般、九州総合通信局の管轄区域において、デジタル MCA 陸上移動通信を行う無線局の運用が本年 9 月末までに終了する見込みとなったことから、周波数割当計画の一部を変更することにより、当該周波数帯を携帯無線通信に前倒しして割り当てることを可能とするものである。

### 2 改正概要

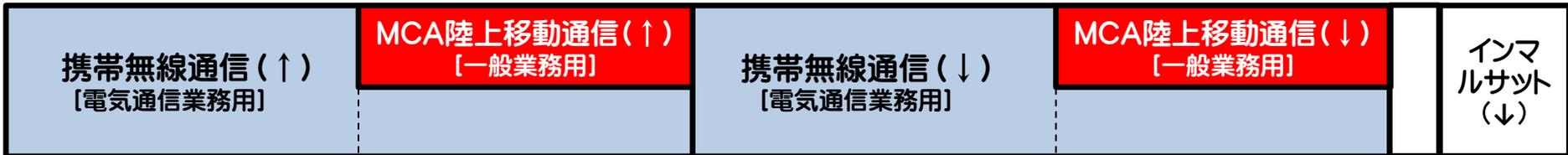
1455.35～1475.9MHz 及び 1503.35～1518MHz の周波数帯を電気通信業務用とする区域に九州総合通信局の管轄区域を追加（国内脚注（J108）を変更）する。

### 3 施行期日

平成 25 年 10 月 1 日施行予定。

# 1.5GHz帯の周波数分配及び周波数使用状況

1427                                      1455.35                                      1475.9                                      1503.35                                      1518   1525 (MHz)



MCA陸上移動通信での周波数使用を平成26年3月末までとし、平成26年4月より携帯無線通信用とする予定であるが、携帯無線通信サービスの前倒し展開を図るために、MCAの運用が終了した地域から順次、携帯無線通信用への切り替え(周波数割当計画の変更)を実施。

